

専門家派遣業務（経営者保証支援）実施要領

1 趣旨

この要領は、「令和3年度山形県事業承継・引継ぎ支援事業における専門家派遣業務実施要綱」に基づく経営者保証業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

事業承継において、経営者保証が後継者を選定する際の課題となっている中小企業・小規模事業者（以下「相談者」という。）で、かつ、事業承継時判断材料チェックシート（以下「チェックシート」という。）（経書式1-2）を充足し、相談者が金融機関との目線合わせ時に、専門家の同席等を希望した場合、公益財団法人山形県企業振興公社及び山形県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター」等という。）は、申請に基づき専門家を派遣し金融機関との目線合わせ等の支援を行う。

3 業務内容

（1）利用申請

相談者は、センター等に対し、相談申込書（経営者保証）（経書式1-1）を提出したうえで、下記アに記載する申請書類に必要事項を記入し、イに記載する添付書類と共に申請する。

ア 申請書類

- ① 派遣専門家要請書（経書式2-1）

イ 添付書類

- ① 直近3期の財務諸表
- ② 直近の資金繰り表
- ③ 直近3期の税務申告書
- ④ 試算表（ただし、直近決算書提出から3か月を経過していない場合は不要）
- ⑤ 株主、取引金融機関等との債権債務関係が分かる書類
- ⑥ 会社の体制、人材等の経営資源が分かる書面
- ⑦ 現状に至った経緯が分かる書面
- ⑧ 事業承継計画書（作成している場合に限る）
- ⑨ その他、経営者保証に関するガイドラインの要件充足状況を確認に要する資料

（2）支援及び専門家の決定

経営者保証コーディネーターは、申請書類等を確認し支援が必要と判断し

た場合、専門家リストから派遣専門家を選定し、外部専門家支援依頼（経書式2-3）により業務を依頼し、専門家が承諾した場合は、承諾書（経書式2-4）及び見積書及び指導・助言等実施計画書（経書式2-5）の提出を求め決定する。

（3）専門家派遣決定通知

センター等は、専門家が決定した場合は、派遣専門家決定通知書（経書式2-2）により相談者に通知するものとする。

（4）専門家との情報共有

経営者保証コーディネーターは、専門家に対し、引継書（経書式1-3）に、確認済のチェックシート及び（1）イ 添付書類と共に引継ぎ、情報の共有を図る。

（5）専門家の業務内容

- ① 専門家は、相談者と金融機関との間における経営者保証解除に向けた交渉を行う際に同席する。
同席の際、（4）の引継書等を用いて専門家の立場から相談者に寄り添い、目線合わせの支援（「説明補助」や「事業者へ代替的な融資手法等の情報の提供」）を行う。
- ② 専門家は、目線合わせ時に、相談者により金融機関との目線合わせ後20日以内（原則。含む休業日）に回答が得られるよう依頼する。
なお、20日以内の回答が困難な場合、進捗状況を一度相談者へ説明するよう依頼する。
- ③ 専門家は、金融機関との目線合わせ同席の都度、目線合わせ時の金融機関対応者の反応・発言等や、所見・今後のスケジュール等について、派遣専門家実施報告書（経書式3-1）により速やかにセンター等へ報告を行う。
- ④ 専門家は、【引継書（派遣専門家への引継ぎ事項）】（経書式1-3）の派遣専門家使用欄に金融機関の確認事項について記載しセンターに提出する。

（6）業務完了・支払申請等

- ① 専門家は、業務を完了したときは速やかに派遣専門家実施報告書（経書式3-1）に「専門家派遣業務（経営者保証支援）費用支払請求書」（経書式3-2）及び「請求明細書・従事時間確認表」（経書式3-3）を添付して、センター等に提出するものとする。
- ② センター等は、提出された書類に基づき内容を確認し、適切と判断した場合は、支払決定及び支払決定金額、支払日を専門家に通知し、支払うものとする。
- ③ 相談者及び専門家は、センター等又は東北経済産業局等から費用支払や業務内容等について合理性等を問われた場合には、誠意をもって

対応するものとする。

4 謝金

(1) 謝金の額

この業務において、センター等から専門家への支払の対象となる費用は、専門家が、金融機関との目線合わせに同席した時間1時間当たり金10,000円（税別 旅費含む）を乗じて得た額とする。

(2) 謝金の限度額

前号にかかわらず、1日の謝金上限額は50,000円（税別）とし、派遣回数（日）は原則1企業当たり（5日）までとし、対象業務あたりの支払額は150,000円（税別）以内とする。

ただし、前項に規定する利用申請時に提出する費用総額（見積書の額）を超えた費用については支払い対象としない。

(3) 委託費の変更

やむを得ず費用の配分等に大幅な変更が生じる見込みがある場合は、遅滞なく公社へ報告し協議しなければならない。

5 その他

(1) 相談者との面談

派遣専門家要請書提出後、相談者は、必要に応じセンター等の求めによりセンター等との面談を受けるものとする。専門家については、センター等と調整の上、面談に同席することができる。

(2) この要領に記載のない事項は、センター等、相談者及び専門家において協議する。

付 則

この要領は、令和3年6月1日より施行する。